

第4次階上町環境保全率先行動計画

令和7年3月
青森県 階上町

■目次

1. 背景.....	1
(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と日本の対応	
(2) 階上町の地球温暖化対策	
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間、目標年度	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況.....	3
4. 温室効果ガスの排出削減目標.....	5
5. 目標達成に向けた取組み.....	6
(1) 施設等の運用改善	
(2) 公用車の使用に関する取組	
(3) 省資源に配慮した取組	
(4) 職員の環境保全意識向上の推進	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と日本の対応

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。

国内においても、線状降水帯や台風又はゲリラ豪雨等の極端な大雨と、それに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、人々の暮らしや人体に直結することが多くなり、実感することが増えてきました。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際的な動きとしては、2015年11月から12月にかけて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス、パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策基本法」）という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%削減すること、さらに50%の高みに向けて挑戦することが掲げられました。

同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、施設のLED化等を推進し、温室効果ガス排出量の削減に向けさまざまな取り組みを行い、地球温暖化の防止に向けた対策を推進していきます。

（２）階上町の地球温暖化対策

本町では、温暖化対策法に基づき 2009 年 11 月に「階上町環境保全率先行動計画（以下「行動計画」という。）を、2014 年 12 月に第 2 次行動計画を、2020 年 3 月に第 3 次計画（「前計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。

2016 年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門等、部門ごとに目標が示されており、このうち、地方公共団体については「業務その他部門」に分類され、2030 年度までに 2013 年度比で約 40%減が目標とされています。

このたびの改定では、前述の地球温暖化対策計画の目標水準で改定を行うこととし、職員がより一層、環境配慮の視点をもち事務及び事業に取り組むことで、目標達成を目指します。

2. 基本的事項

（１）目的

階上町が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（２）対象とする範囲

行動計画の対象範囲は、階上町の全ての事務・事業とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務・事業は除きます。

（３）対象とする温室効果ガス

行動計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO2）を対象とします。

（４）計画期間、目標年度

本計画では、目標年度を 2030 年度とし、2025 年度から 2034 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2029 年度に、計画の見直しを行います。

年 度	2010 H21	...	2016 H25	2015 H26	...	2021 R 元	...	2025 R7	...	2029 R11	...	2030 R12	...	2034 R16
事 項	計画 策定		基礎 年度	計画 改定		計画 改定		計画 改定		計画 見直し		目標 年度		
計 画 期 間	策定			第2次			第3次	第4次						

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

行動計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策実行計画及び階上町総合振興計画に即して策定します。

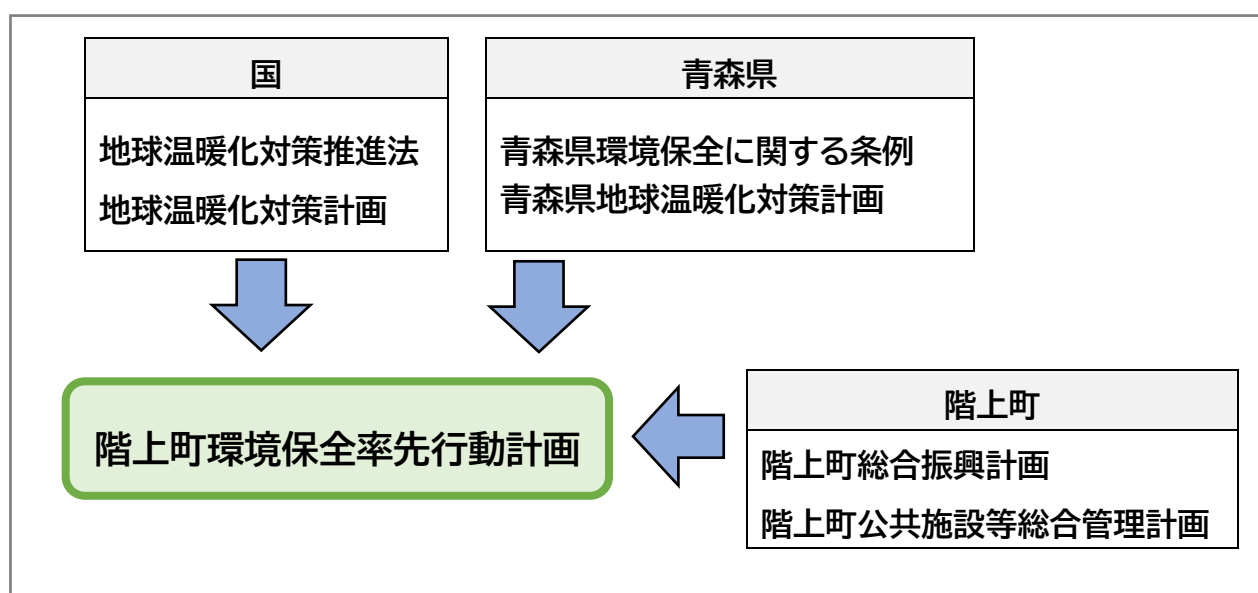


図2 階上町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

階上町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成25年度において 2,138t-CO₂ となっています。

※各施設における燃料の使用量をもとに「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」より CO₂排出量を算出

表1 階上町の「温室効果ガス項目別総排出量」の割合

項 目	電気	LPガス	ガソリン	軽油	灯油	A重油	合計
排出量 (t-CO2)	1,410	23	51	17	284	353	2,138
割 合 (%)	65.9	1.1	2.4	0.8	13.3	16.5	100

表2 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合

全施設	庁舎	小中学校	給食センター	交流施設	体育施設	下水道施設	その他	合計
排出量 (t-CO2)	241	553	271	504	287	243	38	2,138
割 合 (%)	11	26	13	24	13	11	2	100

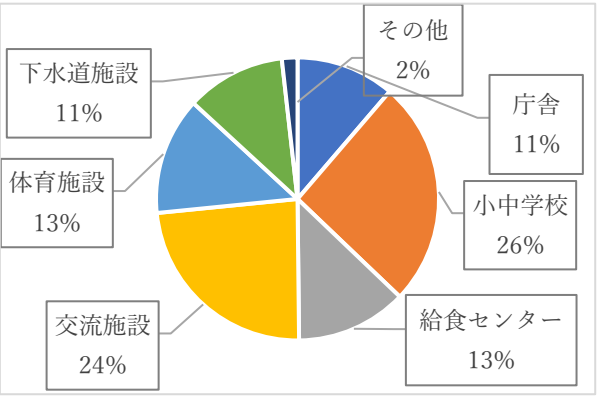
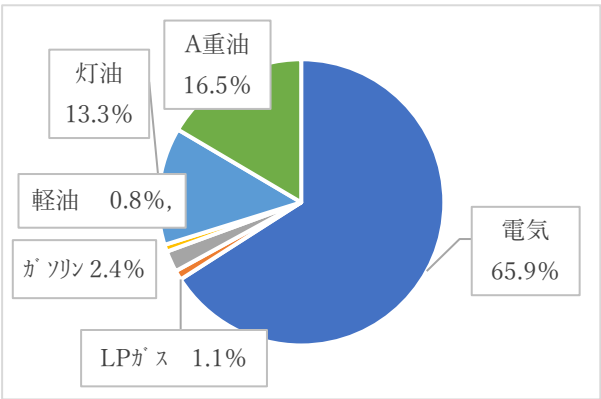


図3 温室効果ガス項目別総排出量

図4 施設別の温室効果ガス総排出量

施設別では、学校施設 26%、次いで、交流施設 24%、体育施設と給食センターがともに 13%、庁舎と下水道施設がともに 11%となっています。

表3 エネルギー使用量等目標と実績

取組項目	平成25年度（基準年度）		令和5年度実績			第4次令和12年度目標			
	使用量	CO2排出量	使用量	CO2排出量	削減率 (基準年度比)	目標	CO2排出量	削減率 (基準年度比)	
①エネルギー使用量に関する目標									
電 気 kwh	2,350,177	1,410	2,644,172	1,158	-17.9%	1,572,272	689	-51.2%	
L Pガス kg	7,535	23	18,475	55	145.2%	3,832	11	-49.1%	
ガソリン ℓ	22,065	51	18,046	42	-18.2%	10,810	25	-51.0%	
軽 油 ℓ	6,601	17	5,391	14	-18.3%	3,240	8	-50.9%	
灯 油 ℓ	114,143	284	71,126	177	-37.7%	55,817	139	-51.1%	
A 重 油 ℓ	130,192	353	40,130	109	-69.2%	63,625	172	-51.1%	
CO2排出量合計		2,138					1045		
②その他資源の利用、廃棄物の減量化に関する目標									
コピー用紙使用量 kg	6,165		9,501		54.1%	5,549		10%	
水道使用量 m³	30,188	18	25,792	15.0	-14.6%	25,660		15%	
廃棄物排出量 (庁舎可燃分) kg	6,960		7,010		0.7%	6,264		10%	

4. 温室効果ガスの排出削減目標

国の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」及び地球温暖化対策計画等を踏まえて、階上町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を目標年度令和 12 年度（2033 年度）までに、基準年度平成 25 年度（2013 年度）比で 51.1%削減することを目標とします。

表4 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（平成 25 年度）	目標年度（令和 12 年度）
温室効果ガスの排出量	2,138t-CO ₂	1,045t-CO ₂
削減率	—	51.1%

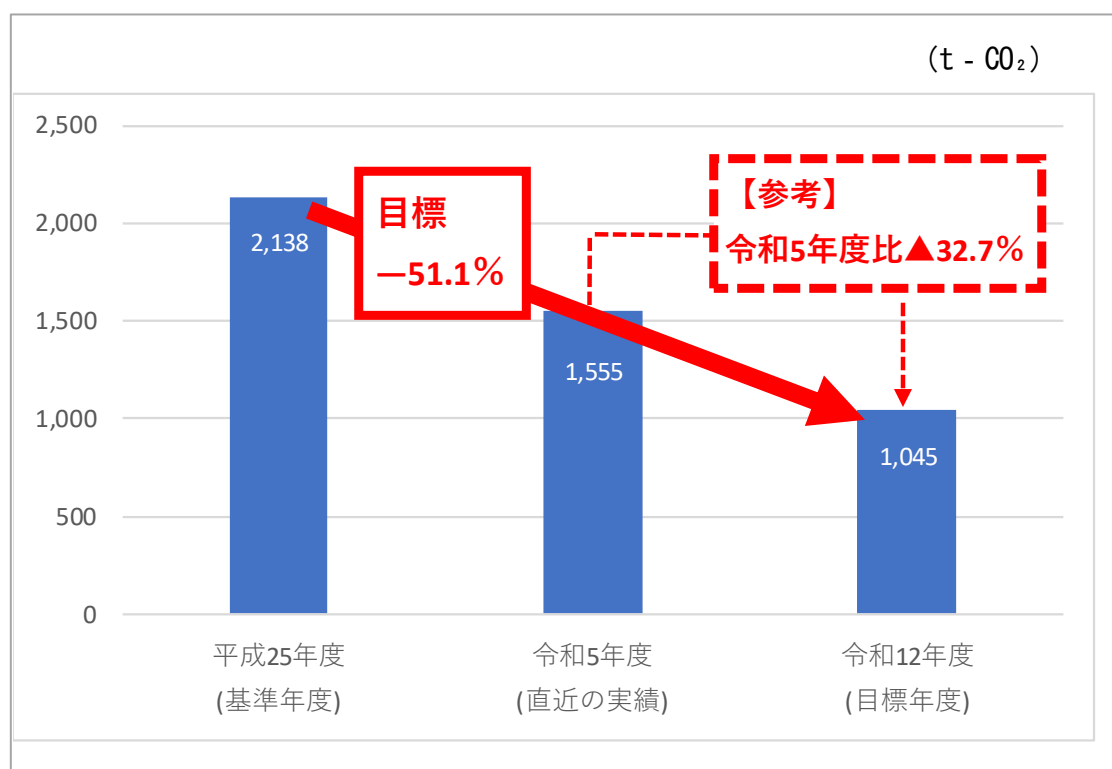


図5 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組み

(1) 施設等の運用改善

庁舎等において、効率的かつ効果的に省エネルギー対策を進めるため、用途別に大規模な施設から省エネ診断等を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善（運転条件の変更等）を行います。

また、診断結果に基づき、設備・機器の安定的なメンテナンスによる性能の維持・回復、施設全体の運用方法の見直し等に努めます。

空気調和換気設備	・個別にエアコン等が設置されている会議室等、温度設定が可能な部屋では、空調の温度管理は、室温冷房 28℃、暖房 20℃を目安として一層の徹底に努める。
	・“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
	・空調使用時は、空調室内機の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を置かないように徹底する。
	・各職場の最終退出者は、閉庁(館)時は最後に空調・換気などの消し忘れがないかよく確認する。
	・室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする。
	・季節に応じて自然通風や換気などにより、空調の使用を抑制していく。
	・エアコンの室内機フィルタ・室外機フィンを定期的に清掃し、目詰まりによる性能の低下を防ぐ。
	・空調・冷暖房機器等を購入、更新するときは、省エネルギー基準達成率の高い製品を優先的に選択していく。
照明設備	・始業前、昼休みには、業務に必要な場合を除き消灯する。
	・事務の効率化に努め、やむを得ず残業する場合は執務室の部分以外は消灯するように努める。
	・各職場の最終退出者は必ずすべての照明器具の消灯を確認し退出する。
	・洗面所、トイレ、階段には人感センサー付き照明やスイッチを設置する。
	・エントランス、廊下、階段、トイレなど、利用箇所の実態、照度の確

	保等を勘案した上で、不要な照明の間引きや消灯を行う。
給湯設備	・湯を沸かすときは、給湯器などのお湯を利用する。
	・湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす。
	・給湯器を利用するときは、状況に応じた適正な温度で利用する。

（２）公用車の使用に関する取組

自動車の使用は、ガソリン・軽油等のエネルギーが消費され、温室効果ガス排出に直接的につながります。

しかし、本町の事務事業を行っていく上で公用車の使用は不可欠です。サービスの質を維持しつつ、温室効果ガス排出量の削減を図るため、公用車使用時のエコドライブ等の実施に努めます。また、公用車の車両更新時には環境に配慮した低公害車（電気自動車、ハイブリット車、低燃費かつ低排出ガス車等）への更新に努めます。

公用車の使用	・アイドリングストップ等の経済運転を徹底する。
	・エコドライブを心がけ、急停止、急発進はしない。
	・不要な物は載せない。
	・タイヤの空気圧調整等の車輛整備を定期的に行う。
	・代替可能な電動車がない場合等を除き、電気自動車・燃料電池自動車等の電動車、次世代自動車の導入を目指す。

（３）省資源に配慮した取組

事務事業活動を推進するにあたり、大量の紙類が使用されており、森林資源の保全やエネルギー消費削減のため、事務の簡素化や情報化等により、用紙類の削減を図ります。

水道水は浄水場等で多くのエネルギーを消費し供給されています。水道使用量の削減に努めることは、間接的にエネルギー使用の削減につながります。

物品購入においては、環境負荷の少ない製品やサービスを調達することで、製造から廃棄に至る製品のライフサイクル全般の環境負荷低減に努めます。

用紙類の使用	・ミスコピーの防止に努める（コピー機の使用時の確認と使用後のリセットなど）。
--------	--

	・会議のペーパーレス化、オンライン会議の活用等により、紙の使用を減らす。 ・印刷ミスを防ぐため、パソコンから印刷する際には、プレビュー画面にて確認をする。 ・専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。
水の使用	・日常的に、洗面所や流しにおける節水を励行していく。 ・施設利用者に対して節水を呼び掛ける。
その他の事務、購入等	・環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」の推進・徹底に努める。 ・リサイクルが可能である物品の購入・使用を推進する。
廃棄・リサイクル	・排出するごみの量を意識し、減量化に努める。 ・ごみの排出時、分別を徹底し、資源のリサイクルを図る。 ・使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行っていく。

(4) 職員の環境保全意識向上の推進

実行計画に掲げた取組を実施するのは一人ひとりの職員になります。実行計画を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や実行計画の内容を理解し、年度ごとの取組状況を踏まえて、より効果的な行動を率先して行うことが求められます。

そうしたことから、日ごろの職員の事務事業における環境に関する取組をいかに示します。

職員の環境保全意識の向上	・環境に関する研修、講演会等に積極的に参加する。 ・環境配慮に関する情報を職員に提供、共有する。 ・公共施設において率先的に省エネ診断を実施する。 ・職員自らが、地球温暖化に影響を与えている当事者の一人であるとの自覚を持ち、環境に配慮した行動に率先して努める。
--------------	---

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

行動計画を推進するために、副町長を委員長とする「階上町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課等に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組みを着実に推進します。

① 階上町地球温暖化対策庁内委員会（以下「庁内委員会」と言います。）

副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課等の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。委員長は、階上町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 階上町地球温暖化対策庁内委員会事務局

町民生活課長を事務局長とし、町民生活課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課等の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

地球温暖化対策推進責任者は、各課等及び所管施設において取組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

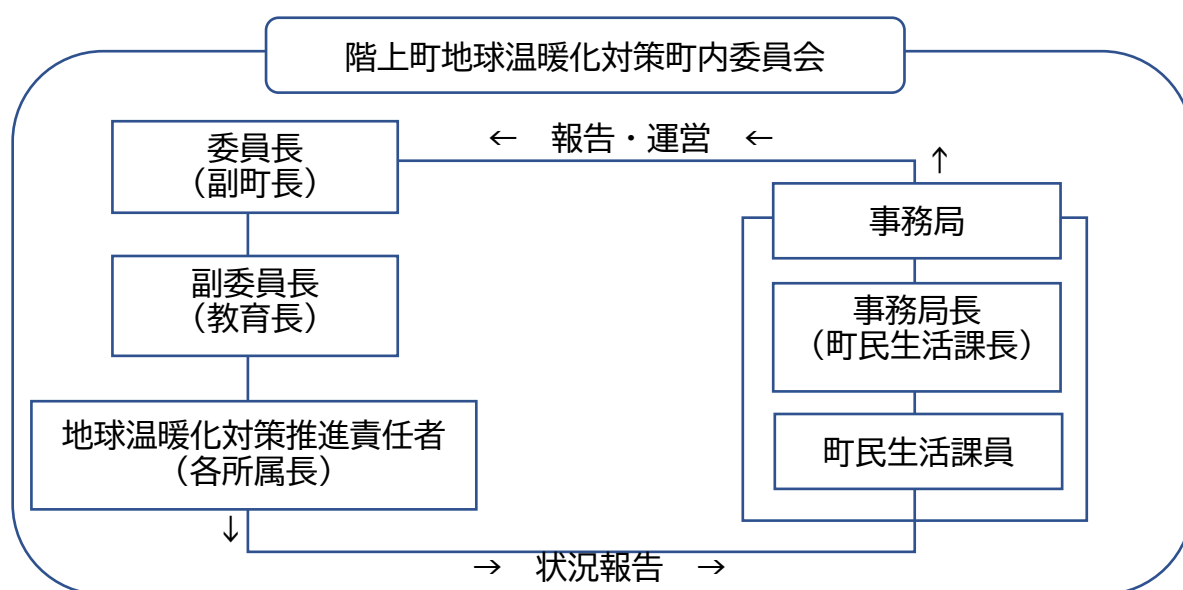


図6 階上町地球温暖化対策庁内委員会体制図

（２）点検・評価・見直し体制

行動計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年のお組みに対する PDCA を繰り返すとともに、行動計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

行動計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年１回進捗状況の点検・評価を行い、次年度のお組みの方針を定め各課等にて共有します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年１回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2028 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2029 年度からの行動計画の改定を行います。

（３）進捗状況の公表

行動計画の進捗状況は、階上町のホームページ等で毎年公表します。